

**平成31年第 1 回**

**小松市議会定例会議案**

**平成31年(2019年) 2 月**

## 目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第10号	平成30年度小松市一般会計補正予算(第5号)……………	1
議案第11号	平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)……………	11
議案第12号	平成30年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)……………	15
議案第13号	平成30年度小松市公債管理特別会計補正予算(第3号)……………	19
議案第14号	平成30年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第1号)……………	23
議案第15号	小松市伝統的建造物群保存地区保存条例について……………	25
議案第16号	小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例について……………	
議案第17号	小松市文化財保護条例の一部を改正する条例について……………	
議案第18号	こまつ曳山交流館条例の一部を改正する条例について……………	
議案第19号	ジャパン九谷のふるさと松雲堂条例の一部を改正する条例について……………	
議案第20号	ひととのづくり科学館条例の一部を改正する条例について……………	
議案第21号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について……………	
議案第22号	小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について……………	
議案第23号	小松市手数料条例の一部を改正する条例について……………	
議案第24号	小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について……………	
議案第25号	小松市森林環境保全基金条例について……………	
議案第26号	小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	
議案第27号	小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について……………	
議案第28号	小松市高齢者生産活動センター設置条例を廃止する条例について……………	

- 議案第29号 小松市営住宅条例の一部を改正する条例について……………
- 議案第30号 小松市建築基準条例の一部を改正する条例について……………
- 議案第31号 小松市火災予防条例の一部を改正する条例について……………
- 議案第32号 小松市スポーツ賞条例の一部を改正する条例について……………
- 議案第33号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………
- 議案第34号 小松市国民健康保険条例及び小松市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について……………
- 議案第35号 小松市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について……………
- 報告第1号 専決処分の報告について……………

## 議案第10号

### 平成30年度小松市一般会計補正予算 (第5号)

平成30年度小松市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778,216千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,909,573千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	16,570,000	300,000	16,870,000
	1 市民税	7,900,000	220,000	8,120,000
	2 固定資産税	6,750,000	80,000	6,830,000
10	地方特例交付金	71,000	10,000	81,000
	1 地方特例交付金	71,000	10,000	81,000
13	分担金及び負担金	177,160	4,800	181,960
	1 分担金	15,323	4,800	20,123
15	国庫支出金	7,649,759	239,018	7,888,777
	1 国庫負担金	4,464,171	41,631	4,505,802
	2 国庫補助金	3,142,481	197,387	3,339,868
16	県支出金	3,335,846	56,042	3,391,888
	1 県負担金	2,055,205	24,648	2,079,853
	2 県補助金	1,063,097	31,394	1,094,491
17	財産収入	168,655	5,000	173,655
	2 財産売払収入	136,876	5,000	141,876
18	寄附金	349,666	26,092	375,758
	1 寄附金	349,666	26,092	375,758
19	繰入金	1,073,480	△162,135	911,345
	1 基金繰入金	1,073,480	△162,135	911,345
20	繰越金	207,500	24,378	231,878
	1 繰越金	207,500	24,378	231,878
21	諸収入	811,472	153,921	965,393
	1 延滞金, 加算金及び過料	25,004	10,000	35,004
	4 雑入	534,925	143,921	678,846
22	市債	6,264,000	121,100	6,385,100
	1 市債	6,264,000	121,100	6,385,100

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	歳 入 合 計	47,131,357	778,216	47,909,573

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,326,694	142,549	3,469,243
	1 総務管理費	2,766,569	142,549	2,909,118
3	民生費	14,914,426	289,694	15,204,120
	1 社会福祉費	6,776,765	55,549	6,832,314
	2 児童福祉費	7,264,002	200,116	7,464,118
	3 生活保護費	873,659	34,029	907,688
4	衛生費	5,055,341	△13,200	5,042,141
	1 保健衛生費	828,196	0	828,196
	2 環境対策費	3,509,545	△13,200	3,496,345
6	農林水産業費	1,166,267	156,500	1,322,767
	1 農業費	862,067	156,500	1,018,567
	2 林業費	266,016	0	266,016
7	商工費	1,155,138	630	1,155,768
	1 商工費	1,155,138	630	1,155,768
8	土木費	6,915,375	168,000	7,083,375
	1 土木管理費	102,922	16,000	118,922
	2 道路橋りょう費	1,400,752	131,000	1,531,752
	3 河川費	300,586	0	300,586
	4 都市計画費	1,448,185	25,000	1,473,185
	6 飛行場費	527,269	△4,000	523,269
	7 住宅費	778,933	0	778,933
9	消防費	1,274,677	0	1,274,677
	1 消防費	1,274,677	0	1,274,677
10	教育費	6,357,701	47,043	6,404,744
	1 教育総務費	704,061	1,500	705,561
	2 小学校費	553,252	7,200	560,452

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 中学校費	386,526	1,900	388,426
	4 高等学校費	508,082	0	508,082
	5 社会教育費	1,291,536	3,478	1,295,014
	6 保健体育費	1,477,744	13,100	1,490,844
	7 大学費	1,436,500	19,865	1,456,365
11	災害復旧費	12,001	0	12,001
	1 公共土木施設災害復旧費	12,001	0	12,001
12	公債費	6,589,700	△13,000	6,576,700
	1 公債費	6,589,700	△13,000	6,576,700
歳出合計		47,131,357	778,216	47,909,573



## 第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
6. 農水産業費	1. 農業費	里山活性化支援費	22,000
		農業経営体育成支援費	82,500
		県営土地改良費負担金	43,468
	2. 林業費	県営広域基幹林道整備費負担金	3,635
		林業専用道開設費	13,030
7. 商工費	1. 商工費	プレミアム付商品券発行費	7,000
		遊泉寺銅山跡整備費	33,000
8. 土木費	2. 道橋りょう路費	橋りょう改修等整備費	55,200
		特別道路整備費	61,000
		消雪施設整備費	40,000
	3. 河川費	都市排水路整備費	43,544
	4. 都市計画費	小松駅ターミナルプラン推進費	79,800
		北国街道無電柱化整備費	107,400
		幸八幡線整備費	99,500
		今江春日神社線外1路線整備費	43,700
		フローラルこまつ推進費	5,000
		安宅新地区土地区画整理調査費	15,100
9. 消防費	1. 消防費	消防団ポンプ車購入費	17,082
10. 教育費	2. 小学校費	小学校校舎等改修費	53,200
	3. 中学校費	中学校校舎等改修費	95,800
	7. 大学費	公立小松大学施設整備費	56,700

### 第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小学校校舎等改修費	平成31年度	84,000	平成32年度	89,500
中学校校舎等改修費	平成31年度	150,000	平成32年度	166,300

# 第4表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
フローラルこまつ推進費	6,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
体育施設整備費	7,700			
計	14,000			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎設備改修費	28,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	27,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
私立認定こども園・保育所施設整備費	38,600				124,100			
児童センター施設整備費	16,000				23,000			
すこやかセンター管理運営費	4,000				4,400			
エコロジーパークこまつ・クリーンセンター建設費	1,854,700				1,849,300			
土地改良費	32,200				32,400			
県営土地改良費	27,500				51,400			
水利施設改修費	9,300				9,900			
ジビエ増産モデル整備費	6,400				7,700			
県単林道整備費	3,500				5,700			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
県営広域基幹 林道整備費	14,200	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	14,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
遊泉寺銅山跡 整備費	8,300				14,700			
スキー場 整備費	5,000				4,900			
道路橋りょう 整備費	408,300				365,100			
県営道路 改良舗装費	17,800				37,100			
都市排水路 整備費	119,900				122,800			
北国街道 無電柱化 整備費	108,400				98,500			
(仮称) 粟津温泉交流 広場整備費	82,500				90,600			
街路整備費	96,900				95,900			
県営街路 整備費	45,000				47,700			
公園施設 リニューアル費	9,100				10,300			
学習等供用 施設建設費	24,300				13,700			
市営住宅 住戸改善費	29,100				28,200			
木曾町住宅 建替費	385,700	397,700						

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
耐震性貯水槽 設 置 費	8,700	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	7,800	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
消 防 団 ポ ン プ 購 入 費	12,600				12,500			
防災行政無線 運 営 費	6,500				3,900			
松東みどり学園 整 備 費	16,500				16,200			
市 立 高 校 改 修 費	33,800				31,500			
ひとつもの づくり科学館 魅力アップ費	4,500				9,000			
図 書 館 管 理 運 営 費	3,600				3,400			
博 物 館 管 理 運 営 費	7,800				7,500			
カヌー競技 施設整備費	12,700				9,000			
公立小松大学 施設整備費	448,600				460,200			
現 年 発 生 公共土木施設 災 害 復 旧 費	4,000				3,900			
計	6,264,000			6,371,100				

## 議案第11号

### 平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,710,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	県支出金	7,532,324	80,500	7,612,824
	1 県補助金	7,532,323	80,500	7,612,823
4	繰入金	788,941	△12,649	776,292
	1 一般会計繰入金	715,285	10,604	725,889
	2 基金繰入金	73,656	△23,253	50,403
5	繰越金	17,163	167,826	184,989
	1 繰越金	17,163	167,826	184,989
6	諸収入	34,913	39	34,952
	2 雑入	13,911	39	13,950
	歳 入 合 計	10,475,184	235,716	10,710,900

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	7,374,430	62,000	7,436,430
	1 療養諸費	6,448,500	12,000	6,460,500
	2 高額療養費	893,620	50,000	943,620
4	保健事業費	199,869	5,890	205,759
	2 保健事業費	132,765	5,890	138,655
7	諸支出金	39,167	167,826	206,993
	1 償還金及び還付加算金	28,062	167,826	195,888
	歳 出 合 計	10,475,184	235,716	10,710,900



## 議案第12号

### 平成30年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,893,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	2,172,062	△23,939	2,148,123
	1 国庫負担金	1,668,951	△40,000	1,628,951
	2 国庫補助金	503,111	16,061	519,172
4	支払基金交付金	2,591,319	△45,000	2,546,319
	1 支払基金交付金	2,591,319	△45,000	2,546,319
5	県支出金	1,430,897	△16,000	1,414,897
	1 県負担金	1,352,576	△16,000	1,336,576
7	繰入金	1,382,167	△45,061	1,337,106
	1 一般会計繰入金	1,382,106	△45,000	1,337,106
	2 基金繰入金	61	△61	0
	歳 入 合 計	10,023,714	△130,000	9,893,714

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	9,297,000	△130,000	9,167,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,290,000	△130,000	9,160,000
3	地域支援事業費	504,215	0	504,215
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	277,635	0	277,635
	2 包括的支援事業費	165,500	0	165,500
	3 任意事業費	61,080	0	61,080
	歳 出 合 計	10,023,714	△130,000	9,893,714

## 議案第13号

### 平成30年度小松市公債管理特別会計補 正予算（第3号）

平成30年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,478,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	6,586,700	△11,000	6,575,700
	1 一般会計繰入金	6,586,700	△11,000	6,575,700
	歳 入 合 計	9,489,100	△11,000	9,478,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	9,489,100	△11,000	9,478,100
	1 公債費	9,489,100	△11,000	9,478,100
	歳 出 合 計	9,489,100	△11,000	9,478,100

## 議案第14号

### 平成30年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,781,000千円	600千円	8,781,600千円
第1項 医業外収益	606,392千円	600千円	606,992千円

## 議案第15号

# 小松市伝統的建造物群保存地区保存条例 例について

小松市伝統的建造物群保存地区保存条例を次のように制定する。

### 小松市伝統的建造物群保存地区保存条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

(保存計画)

第3条 市長は、保存地区が定められたときは、第10条に規定する審議会の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の保存計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）



) の決定に関する事項

(3) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）及び環境物件の保存整備計画に関する事項

(4) 建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 市長は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

（現状変更行為の規制）

第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(1) 建築物等の新築，増築，改築，移転又は除却

(2) 建築物等の修繕，模様替え又は色彩の変更であつて，その外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず，同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げる行為については，同項の規定による許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築，増築，改築，移転又は除却

ア 仮設の工作物の新築，増築，改築又は移転

イ 水道管，下水道管，井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築，増築，改築，移転又は除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

- ア 間伐，枝打ち，整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ウ 森林病虫害等を防除するための木竹の伐採
- エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前各号に掲げるもののほか，次に掲げる行為

- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- イ 石川県公安委員会及び道路管理者が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
- ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし，次に掲げる行為を除く。
  - (ア) 建築物等の新築，改築，増築，移転又は除却（仮設の工作物を除く。）
  - (イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置
  - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
  - (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
  - (オ) 水面の埋立て又は干拓

3 市長は，第1項の規定による許可をする場合には，保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第5条 前条第1項各号に掲げる行為が次の各号に定める基準に適合しないときは，市長は，同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕，模様替え若しくは色彩の変更であって，その外観を変更することとなるものについては，これらの行為後の伝統的建造物の位置，規模，形態，意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築

を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更であつて、その外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、これらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

第7条 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第6項各号に規定する行為及びこれらに類する行為で、保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定めるものについては、同項の許可を受

け、又は前条の協議をすることを要しない。この場合において、同項の許可又は前条の規定による協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保存地区の保存のために必要な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命じることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその行為をしている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反した者
- (4) 詐欺その他不正の手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、第10条に規定する審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(経費の補助等)

第9条 市長は、保存地区の保存のために必要と認められるときは、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のために適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し、その経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第10条 市に小松市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項につい

て調査審議し、これらの事項について市長に建議する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地域住民を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、適当と認める者を市長が委嘱する。

7 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の規定を適用する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあった日から施行する。ただし、第10条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

文化財調査委員会委員	日額 7,200
類似モーテル建築審議会委員	日額 7,200

」を

「

文化財調査委員会委員	日額 7,200
伝統的建造物群保存地区保存審議会委員	日額 7,200
類似モーテル建築審議会委員	日額 7,200

」に

改める。

## 議案第16号

### 小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例について

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める 条例の一部を改正する条例について

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成21年小松市条例第48号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「（文化財の保護に関することを除く。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（小松市埋蔵文化財センター条例の一部改正）
- 2 小松市埋蔵文化財センター条例（平成22年小松市条例第25号）の一部を次のように改正する。  
第10条中「小松市教育委員会」を「市長」に改める。  
（小松市立河田山古墳群史跡資料館条例の一部改正）
- 3 小松市立河田山古墳群史跡資料館条例（平成4年小松市条例第31号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「小松市教育委員会」を削る。

## 議案第17号

### 小松市文化財保護条例の一部を改正する条例について

小松市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市文化財保護条例の一部を改正する条例

小松市文化財保護条例（昭和36年小松市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、ふるさとこまつを未来へつなぐ条例（平成28年小松市条例第3号）に掲げる基本理念にのっとり、先人たちが守り伝えてきた小松市内の文化財の保護と活用を図るとともに、その価値と魅力を高め、未来へつないでいくことを目的とする。

第3条第3項中「小松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条の見出し中「調査委員会」を「文化財保護審議会」に改め、同条第1項中「文化財の調査にあたり」とともに、教育委員会の」を「文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第190条第2項の規定に基づき、市長の」に改め、「重要事項を」の次に「調査」を加え、「教育委員会に意見を」を「市長に意見を」に、「小松市文化財調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を「小松市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）」に改め、同条第2項中「調査委員会」を「審議会」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「文化財保護法（昭和25年法



律第214号)」を「法」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に、「調査委員会」を「審議会」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に、「調査委員会」を「審議会」に改める。

第9条から第16条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「調査委員会」を「審議会」に改める。

第18条中「教育委員会」を「市長」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年小松市条例第2号)の一部を次のように改正する。  
別表中「文化財調査委員会委員」を「文化財保護審議会委員」に改める。

## 議案第18号

### こまつ曳山交流館条例の一部を改正する条例について

こまつ曳山交流館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### こまつ曳山交流館条例の一部を改正する条例

こまつ曳山交流館条例（平成24年小松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条を第21条とし、第17条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第18条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交流館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第14条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 交流館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 第4条の事業の実施に関すること。
- (3) 交流館の使用の承認に関すること。
- (4) その他交流館の管理上市長が必要と認める業務

（利用料金の収受等）

第20条 市長は、第18条の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場

合は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が別表で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

使用区分 施設の区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
舞台		1,000円	1,000円	2,100円	3,800円
研修室及びギャラリー	研修室のみを使用する場合	500円	500円	1,000円	1,900円
リー	併せてギャラリーを使用する場合	1,000円	1,000円	1,600円	3,200円

備考

- 1 使用区分を連続して使用するときの使用料は、それぞれの使用区分の使用料を加算して得た額とする。ただし、午前、午後、夜間の使用区分を全て連続して使用するときには、全日の使用区分を適用する。
- 2 施設の使用区分以外の時間に使用する場合（備考1に規定する場合を除く。）の使用料は、1時間につき、その使用が正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までのときは、舞台においては400円、研修室及びギャラリーにおいては200円、その使用が午後9時から翌午前9時までのときは、舞台においては800円、研修室及びギャラリーにおい

ては400円とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げる。

3 算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

4 附属設備の使用料は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の使用料に係る規定は、この条例の施行の日以後に行う承認に係る使用料について適用し、同日前に行う承認に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案第19号

### ジャパン九谷のふるさと松雲堂条例の 一部を改正する条例について

ジャパン九谷のふるさと松雲堂条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### ジャパン九谷のふるさと松雲堂条例の一部を改正する 条例

ジャパン九谷のふるさと松雲堂条例（平成23年小松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第17条を第20条とし、第16条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第17条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に松雲堂の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条から第13条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 松雲堂の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 第3条の事業の実施に関すること。

(3) 松雲堂の使用の承認に関すること。

(4) その他松雲堂の管理上市長が必要と認める業務

(利用料金の收受等)

第19条 市長は、第17条の規定により指定管理者に松雲堂の管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が別表で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	使用料(1日当たり)
使用者が、入場料、観覧料その他これらに類する2,000円以上の料金を徴収する場合	5,200円
使用者が、営利を目的とした催し物、営業の宣伝等の目的をもって入場させる場合	10,500円
上記以外の場合	1,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の使用料に係る規定は、この条例の施行の日以後に行う承認に係る使用料について適用し、同日以前に行う承認に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案第20号

### ひととものづくり科学館条例の一部を 改正する条例について

ひととものづくり科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### ひととものづくり科学館条例の一部を改正する条例

ひととものづくり科学館条例（平成25年小松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

#### 別表第1（第6条、第20条関係）

区分	観覧料（1人につき）	
	個人	団体
大人	500円	400円
高校生以下	250円	200円

#### 備考

- 1 「大人」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者のうち、「高校生」（高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する生徒並びにこれらに準じる者をいう。）以外の者をいう。
- 2 「高校生以下」とは、3歳以上の者で、「大人」以外の者をいう。以下同じ。
- 3 「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。
- 4 3Dシアターホールの利用の単位は、1回当たりとする。
- 5 ものづくり・科学体験展示ホール、科学実験室及び技術工作室は、当日に限り、再入場を可能とする。

#### 別表第2（第6条、第20条関係）

区分	年間パスポート料金(1件につき)
大人	3,000円
高校生以下	1,500円
ファミリー(大人1人+高校生以下1人)	4,000円
カップル(大人1人+大人1人)	5,000円

備考

- 3Dシアターの観覧は、1日につき1回を上限とする。
- 年間パスポートの有効期間は、交付の日から起算して1年間とする。  
ただし、有効期間の満了の日が科学館の休館日に当たるときは、その翌日までとする。

別表第3中

「

28,000円	58,000円	70,000円	140,000円
37,000円	76,000円	90,000円	180,000円
5,000円	11,000円	12,000円	25,000円
7,000円	14,000円	16,000円	32,000円
1,200円	2,500円	2,900円	6,000円
500円	1,100円	1,200円	2,600円
300円	700円	800円	1,700円
500円	1,100円	1,200円	2,600円
1平方メートル・1日につき 43円			

」を

「

29,300円	60,800円	73,300円	146,700円
38,800円	79,600円	94,300円	188,600円
5,200円	11,500円	12,600円	26,200円
7,300円	14,700円	16,800円	33,500円
1,300円	2,600円	3,000円	6,300円
500円	1,200円	1,300円	2,700円
300円	700円	800円	1,800円
500円	1,200円	1,300円	2,700円
1平方メートル・1日につき 45円			

」に改める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の使用料に係る規定は、この条例の施行の日以後に行う承認に係る使用料について適用し、同日前に行う承認に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案第21号

### 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

#### 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(小松市公会堂条例の一部改正)

第1条 小松市公会堂条例(昭和34年小松市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,500	2,500	3,300	6,600
1,500	2,500	3,300	6,600
1,500	2,500	3,300	6,600
2,400	3,600	4,200	9,200
1,400	2,400	2,800	6,000
17,000	27,600	35,000	71,600
(21,200)	(31,800)	(42,400)	(85,800)
2,000	2,600	3,200	7,000
単独使用する場合に限り1回(4時間以内)につき2,000			
1,500	2,500	3,300	6,600
1,500	2,500	3,300	6,600
1,500	2,500	3,300	6,600

6,900	11,000	13,800	28,500
-------	--------	--------	--------

」を

「

1,600	2,500	3,400	6,700
1,600	2,500	3,400	6,700
1,600	2,500	3,400	6,700
2,400	3,700	4,300	9,300
1,500	2,400	2,800	6,100
17,300	28,100	35,600	72,900
(21,600)	(32,400)	(43,200)	(87,400)
2,000	2,600	3,200	7,100
単独使用する場合に限り1回（4時間以内）につき2,000			
1,600	2,500	3,400	6,700
1,600	2,500	3,400	6,700
1,600	2,500	3,400	6,700
7,000	11,200	14,000	29,000

」に

改める。

（小松市民センター条例の一部改正）

第2条 小松市民センター条例（昭和59年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

10,800	18,400	22,900	44,500
(14,000)	(22,900)	(28,600)	(56,000)
6,900	11,900	15,000	28,800
(8,500)	(14,600)	(18,200)	(35,200)
600	900	1,200	2,400
(700)	(1,200)	(1,500)	(2,900)

600	900	1,200	2,400
(700)	(1,200)	(1,500)	(2,900)
600	900	1,200	2,400
(700)	(1,200)	(1,500)	(2,900)
1,600	2,800	3,500	6,800
(2,200)	(3,600)	(4,500)	(8,700)
400	500	500	1,300
無料	無料	100	
		100	
900	1,500	1,900	3,600
4,100	6,900	8,600	16,600
無料	無料	2,100	
1,000	1,600	2,100	4,100
2,100	3,300	4,100	8,200
1,000	1,600	2,100	4,100
1,000	1,600	2,100	4,100
1,000	1,600	2,100	4,100
500	800	1,000	2,100
500	800	1,000	2,100
	100		

」を

「

11,000	18,800	23,400	45,400
(14,200)	(23,400)	(29,100)	(57,000)
7,000	12,200	15,300	29,300
(8,700)	(14,900)	(18,500)	(35,800)
600	900	1,300	2,400
(700)	(1,300)	(1,600)	(2,900)
600	900	1,300	2,400

	(700)	(1,300)	(1,600)	(2,900)
	600	900	1,300	2,400
	(700)	(1,300)	(1,600)	(2,900)
	1,700	2,800	3,600	6,900
	(2,200)	(3,700)	(4,600)	(8,900)
	400	500	500	1,400
無料	無料	100	/	
		100		
	900	1,600	1,900	3,700
	4,200	7,000	8,800	16,900
無料	無料	2,100	/	
		2,100		
	1,000	1,700	2,100	4,200
	2,100	3,400	4,200	8,400
	1,000	1,700	2,100	4,200
	1,000	1,700	2,100	4,200
	1,000	1,700	2,100	4,200
	500	800	1,000	2,100
	500	800	1,000	2,100
		100	/	
		100		

」に改める。

(石川県こまつ芸術劇場条例の一部改正)

第3条 石川県こまつ芸術劇場条例（平成15年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	使用区分	使用料の額(円)			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)

大ホール	平日	17,800	28,300	35,600	71,200
	土曜日、日曜日及び 国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律 第178号)に規定す る休日	22,000	35,600	44,000	89,000
小ホール	平日	6,800	10,500	12,600	26,200
	土曜日、日曜日及び 国民の祝日に関する 法律に規定する休日	8,400	12,600	15,700	32,500
楽屋・控室	リハーサル室	2,100	3,100	4,200	8,300
	第1楽屋	500	800	1,000	2,100
	第2楽屋	400	600	800	1,700
	第3楽屋	500	800	1,000	2,100
	第4楽屋	500	800	1,000	2,100
	第5楽屋	500	800	1,000	2,100
	第6楽屋	500	800	1,000	2,100
	第7楽屋	500	800	1,000	2,100
	控室	300	400	500	1,000
会議室	第1会議室	1,300	2,100	2,600	5,200
	第2会議室	1,300	2,100	2,600	5,200
	第3会議室	1,300	2,100	2,600	5,200
ギャラリー	催事場	1,600	2,500	3,100	6,300
	市民ギャラリー	500	800	1,000	2,100

(小松市民交流プラザ条例の一部改正)

第4条 小松市民交流プラザ条例(平成18年小松市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表芸術文化供用施設の部ホールの款全日(午前10時から午前0時まで)の項中「25,700円」を「26,200円」に改める。

(小松市民ギャラリー条例の一部改正)

第5条 小松市民ギャラリー条例（平成6年小松市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,100円」を「5,200円」に改める。

(仙叟屋敷並びに玄庵条例の一部改正)

第6条 仙叟屋敷並びに玄庵条例（平成9年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

5,100	5,100	10,200
10,300	10,300	20,600

」を

「

5,200	5,200	10,400
10,500	10,500	21,000

」に改める。

(こまつドーム条例の一部改正)

第7条 こまつドーム条例（平成8年小松市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間あたり 1,500	1時間あたり 3,100	25,900
--------------	-----------------	--------

」を

「

1時間あたり 1,600	1時間あたり 3,100	26,800
--------------	-----------------	--------

」に,

「

20,600 (24,700)	30,900 (37,000)	51,400 (61,700)	102,900 (123,400)
61,700 (74,100)	92,600 (111,100)	154,300 (185,100)	308,600 (370,300)
41,100 (49,400)	61,700 (74,100)	102,900 (123,400)	205,700 (246,900)
61,700 (74,100)	92,600 (111,100)	154,300 (185,100)	308,600 (370,300)
82,300 (98,700)	123,400 (148,100)	205,700 (246,900)	411,400 (493,700)
102,900 (123,400)	154,300 (185,100)	257,100 (308,600)	514,300 (617,100)

」を

「

21,000 (25,100)	31,400 (37,700)	52,400 (62,900)	104,800 (125,700)
62,900 (75,400)	94,300 (113,100)	157,100 (188,600)	314,300 (377,100)
41,900 (50,300)	62,900 (75,400)	104,800 (125,700)	209,500 (251,400)
62,900 (75,400)	94,300 (113,100)	157,100 (188,600)	314,300 (377,100)
83,800 (100,600)	125,700 (150,900)	209,500 (251,400)	419,000 (502,900)
104,800 (125,700)	157,100 (188,600)	261,900 (314,300)	523,800 (628,600)

」に,

「

1時間当たり 5,100 (1時間当たり 6,200)	66,300 (80,600)
1時間当たり 600	7,800
1時間当たり 1,200	15,600
1時間当たり 600	7,800



1 時間当たり 1,200	15,600
1 時間当たり 600	7,800
1 時間当たり 1,200	15,600
1 時間当たり 600	7,800
1 時間当たり 1,200	15,600

」を

「

1 時間当たり 5,200	67,600
(1 時間当たり 6,300)	(81,900)
1 時間当たり 600	7,800
1 時間当たり 1,300	16,900
1 時間当たり 600	7,800
1 時間当たり 1,300	16,900
1 時間当たり 600	7,800
1 時間当たり 1,300	16,900
1 時間当たり 600	7,800
1 時間当たり 1,300	16,900

」に、

「

1 平方メートル・1 日に つき 50
------------------------

「

1 平方メートル・1 日に つき 52
------------------------

」を

」に改め、

同表備考中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 この条例及び規則で定めるところにより算出した使用料等の合計額に、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(小松市デジタル通信施設条例の一部改正)

第8条 小松市デジタル通信施設条例（平成22年小松市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

月額料金	月額料金
5,367円	5,467円
3,780円	3,850円
4,860円	4,950円
5,400円	5,500円
5,940円	6,050円

」を」に改める。

別表第5（備考を除く。）を次のように改める。

別表第5（第17条関係）

ケーブルテレビジョン施設使用料	ケーブルテレビジョン視聴プラン	1台の月額料金	2台目以降の加算月額料金
	標準放送プラン	1,006円	無料
	多チャンネル放送プラン（ライト）	3,740円	1,650円に2台目以降の追加台数分を乗じた額
	多チャンネル放送プラン（レギュラー）	4,400円	1,980円に2台目以降の追加台数分を乗じた額
	多チャンネル放送プラン（BS）	1,980円	1,980円に2台目以降の追加台数分を乗じた額

（航空プラザ条例の一部改正）

第9条 航空プラザ条例（平成7年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

7,200円	9,300円	16,500円
3,600円	4,600円	8,200円

」を

「

7,300円	9,400円	16,700円
3,700円	4,700円	8,400円

」に改める。

別表第2中「2,600円」を「2,700円」に改める。

(小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例の一部改正)

第10条 小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例(昭和54年小松市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表リフト使用料の部回数券以外の券の款1日券の項中「3,600円」を「3,700円」に改め、同款シーズン券の項中「30,900円」を「31,400円」に改める。

(西俣キャンプ場条例の一部改正)

第11条 西俣キャンプ場条例(平成11年小松市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表オートキャンプ 1サイトの項中「3,600円」を「3,700円」に改め、同表デイキャンプ 1サイトの項中「1,500円」を「1,600円」に改める。

(こまつ食彩工房条例の一部改正)

第12条 こまつ食彩工房条例(平成10年小松市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,100円」を「5,200円」に改める。

(こまつ食と農のふるさと館条例の一部改正)

第13条 こまつ食と農のふるさと館条例(平成21年小松市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市民農園の項中「4,100円」を「4,200円」に改める。

(もくもく工房条例の一部改正)

第14条 もくもく工房条例(平成9年小松市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第8条 市長は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	金額
年会費（一般）	1年間 3,300円
年会費（木工クラブ会員）	1年間 2,200円
工作室使用料	1人 200円
機械使用料	1時間 200円

(小松市都市公園条例の一部改正)

第15条 小松市都市公園条例（昭和32年小松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

1時間につき	1,500
1時間につき	2,800
1時間につき	7,700
1時間につき	46,300

」を

「

1時間につき	1,600
1時間につき	2,800
1時間につき	7,900
1時間につき	47,100

」に、

「

1時間につき	10,300
1時間につき	6,200

」を

「

1時間につき	10,500
1時間につき	6,300

」に、

「

1,900	3,100	4,300	4,300
3,700	6,200	8,600	8,600

」を

「

1,900	3,100	4,400	4,400
3,800	6,300	8,800	8,800

」に,

「

600	960	1,200	
1,200	1,900	2,500	

」を

「

600	960	1,300	
1,300	1,900	2,500	

」に,

「

1,500	2,600	3,600	
3,100	5,100	7,200	

」を

「

1,600	2,600	3,700	
3,100	5,200	7,300	

」に,

「

3,700	6,200	8,600	8,600
37,000	61,700	86,400	86,400
24,700	37,000	49,400	49,400

」を

「

3,800	6,300	8,800	8,800
37,700	62,900	88,000	88,000
25,100	37,700	50,300	50,300

」に,

「

1時間につき	4,100
1時間につき	5,700

「

1時間につき	4,200
1時間につき	5,800

」を

」に,

「

600	840	1,200	
1面	1時間につき	500	
1面	1時間につき	1,000	
1面	1時間につき	1,500	

」を

「

600	840	1,300	
1面	1時間につき	500	
1面	1時間につき	1,000	
1面	1時間につき	1,600	

」に改める。

別表第3の2中

「

「

750
1,500
1,000

800
1,600
1,050

」を 」に,

「

中学生以下	宿泊	150
一般	(1人1泊につき)	300
中学生以下	日帰	100
一般	(1人1回につき)	200

」を

「

宿泊	1サイト(テント1張)	2,000
日帰		1,000

」に改める。

別表第4中

「

2,100
1,500
500
17,300
13,000
8,600
5,800
25,900
19,400
13,000
8,600
86,400

「

2,100
1,600
500
17,600
13,200
8,800
5,900
26,400
19,800
13,200
8,800
88,000

300	300
200	200
500	500
15,400	15,700
25,700	26,200
41,100	41,900

」を 」に改める。

別表第4の2中

1,500	1,600
1,000	1,100

」を 」に改める。

(小松市立空とこども絵本館条例の一部改正)

第16条 小松市立空とこども絵本館条例（平成18年小松市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中

3,100	4,100	5,100	10,300
3,600	5,100	6,200	12,300
800	1,000	1,200	2,600
800	1,000	1,200	2,600

」を

3,100	4,200	5,200	10,500
3,700	5,200	6,300	12,600
800	1,000	1,300	2,600
800	1,000	1,300	2,600

」に改める。



(里山自然学校大杉みどりの里条例の一部改正)

第17条 里山自然学校大杉みどりの里条例（平成23年小松市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,200円」を「1,300円」に改める。

(小松市体育施設条例の一部改正)

第18条 小松市体育施設条例（昭和53年小松市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

2,500	3,700	4,900	4,900
3,700	6,200	8,600	8,600

」を

「

2,500	3,800	5,000	5,000
3,800	6,300	8,800	8,800

」に,

「

600	840	1,200	1,200
-----	-----	-------	-------

」を

「

600	840	1,300	1,300
-----	-----	-------	-------

」に,

「

600	840	1,200	
-----	-----	-------	--

」を

「

600	840	1,300	
-----	-----	-------	--

」に,

「

1,200	1,900	2,500	2,500
2,500	3,700	4,900	4,900
3,700	4,900	6,200	6,200

」を

「

1,300	1,900	2,500	2,500
2,500	3,800	5,000	5,000
3,800	5,000	6,300	6,300

」に,

「

1,200	1,900	2,500	2,500
2,500	3,700	4,900	4,900

」を

「

1,300	1,900	2,500	2,500
2,500	3,800	5,000	5,000

」に,

「

1,200	1,900	2,500	2,500
2,500	3,700	4,900	4,900

」を

「

1,300	1,900	2,500	2,500
-------	-------	-------	-------

2,500	3,800	5,000	5,000
-------	-------	-------	-------

」に改める。

(小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部改正)

第19条 小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 通につき	3,240円
1 通につき	5,400円
1 通につき	2,160円
市長が定める額	
1 通につき	3,240円
1 通につき	1,080円
1 通につき	540円
1 通につき	2,160円
通常なもの一通につき	1,620円
複雑なもの一通につき	3,240円
1 通につき	5,400円

」を

「

1 通につき	3,300円
1 通につき	5,500円
1 通につき	2,200円
市長が定める額	
1 通につき	3,300円
1 通につき	1,100円
1 通につき	550円
1 通につき	2,200円

通常なもの一通につき	1,650円
複雑なもの一通につき	3,300円
1通につき	5,500円

」に改め、同表主治医意見書

の項を削り、同表中

「

1日につき	12,960円
1日につき	4,970円
1日につき	3,780円
1日につき	2,700円
初診料算定時に	1,620円
告示第88号第5号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数に相当する額に1.08を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。)	

」を

「

1日につき	13,200円
1日につき	5,060円
1日につき	3,850円
1日につき	2,750円
初診料算定時に	1,650円
告示第88号第5号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数に相当する額に1.10を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。)	

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の小松市公会堂条例，第2条の規定による改正後の小松市民センター条例，第3条の規定による改正後の石川県こまつ芸術劇場条例，第4条の規定による改正後の小松市民交流プラザ条例，第5条の規定による改正後の小松市民ギャラリー条例，第6条の規定による改正後の仙叟屋敷並びに玄庵条例，第7条の規定による改正後のこまつドーム条例，第9条の規定による改正後の航空プラザ条例，第10条の規定による改正後の小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例，第11条の規定による改正後の西俣キャンプ場条例，第12条の規定による改正後のこまつ食彩工房条例，第13条の規定による改正後のこまつ食と農のふるさと館条例，第14条の規定による改正後のもくもく工房条例，第15条の規定による改正後の小松市都市公園条例，第16条の規定による改正後の小松市立空とこども絵本館条例，第17条の規定による改正後の里山自然学校大杉みどりの里条例及び第18条の規定による改正後の小松市体育施設条例中使用料に係る規定は，この条例の施行の日以後に行う許可又は承認に係る使用料について適用し，同日前に行う許可又は承認に係る使用料については，なお従前の例による。

## 議案第22号

### 小松市廃棄物の減量化及び適正処理等 に関する条例の一部を改正する条例に ついて

小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 の一部を改正する条例

小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年小松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「（以下「大型ごみ処理手数料」という。）」を「（処理に困難を伴う廃棄物につき別途加算される額を含み、以下「大型ごみ処理手数料」という。）」に改める。

第41条第6号及び第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第35条関係）

区分	単位	手数料
エコロジーパークこまつへ搬入される廃棄物の処分	10kg	102円
大型ごみ（規則で定める品目に限る。）の個別収集、運搬及び処分	規則で定める単位	1,000円以下で規則で定める金額

犬，猫等の死体の処分	1 体	1,000円
------------	-----	--------

(備考)

- 1 手数料の額は，上表により計算した額に100円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額とする。
- 2 エコロジーパークこまつへ搬入される廃棄物であってその重量が10kg未満の場合及びその端数が10kg未満の場合は，それぞれ10kgとみなす。
- 3 犬，猫等の死体が1体に満たないときは，1体とみなす。
- 4 次に掲げる処理に困難を伴う廃棄物については，上表に規定する金額に，1個につき500円を加算する。ただし，スプリング部分とそれ以外の部分に分解したものについては，この限りでない。
  - (1) スプリング入りマットレス
  - (2) スプリング入りソファベッド
  - (3) スプリング入りソファ

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成31年10月1日から施行する。ただし，第41条第6号及び第7号の改正規定は，平成31年4月1日から，附則第3項の規定は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の収集，運搬及び処分に係る手数料について適用し，施行日前の廃棄物の収集，運搬及び処分に係る手数料については，なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行のために必要な準備行為は，この条例の施行日前においても行うことができる。

## 議案第23号

### 小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第8号を削り、別表第8号の2を別表第8号に、別表第8号の3を別表第8号の2とする。

別表第44号中「第1項ただし書」を「第2項第2号」に改め、同号を別表第44号の2とし、別表第43号の次に次の1号を加える。

(44) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 1件につき 27,000円

別表第49号中「第11項ただし書又は第12項ただし書」を「第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改める。

別表第51号の2、別表第52号、別表第58号、別表第61号及び別表第66号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第68号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(68)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等設置期間特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

別表第73号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第2条 小松市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第38号、別表第41号及び別表第43号中「第87条の2」を「第87条の4



」に改める。

別表第49号の次に次の2号を加える。

(49)の2 建築基準法第48条第16項第1号の規定に基づく用途地域における  
建築等許可（特例許可を受けたものの増築等）申請手数料 1件につき  
120,000円

(49)の3 建築基準法第48条第16項第2号の規定に基づく用途地域における  
建築等許可（日常生活に必要な建築物）申請手数料 1件につき  
140,000円

別表第52号中「第5項」を「第6項」に改める。

別表第73号の3中「第1項」及び「第3項」の次に「（法第87条の2第2  
項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(73)の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途変更による興行  
場等の一時設置の許可申請手数料 1件につき 120,000円

(73)の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途変更による特別  
興行場等設置の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、この条例の  
公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行  
の日のいずれか遅い日から施行する。

## 議案第24号

### 小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和52年小松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第7条第4項を削る。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、自ら特定端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）において、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第10条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第11条第1項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 議案第25号

### 小松市森林環境保全基金条例について

小松市森林環境保全基金条例を次のように制定する。

#### 小松市森林環境保全基金条例

##### (設置)

第1条 森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにもつながり、その恩恵は国民一人一人が享受するものとの認識に立ち、森林資源の適切な管理を通じてパリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、小松市森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

##### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

##### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的の達成に必要な森林整備及びその促進に関する費用に充てるものとする。ただし、その残額は、基金に繰り入れる。

##### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### (処分)

第6条 基金は、第1条の目的の達成に必要な森林整備及びその促進に関する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第26号

### 小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松市特別職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 40 この条例にかかる市長の給料月額は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。
- 41 この条例にかかる副市長の給料月額は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 42 この条例にかかる教育長の給料月額は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 43 前3項の規定は、小松市特別職の職員の退職手当に関する条例に規定する退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第27号

### 小松市職員の勤務時間，休暇等に関する 条例の一部を改正する条例について

小松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部 を改正する条例

小松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は，規則で定める。

#### 附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

## 議案第28号

### 小松市高齢者生産活動センター設置条例を廃止する条例について

小松市高齢者生産活動センター設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

#### 小松市高齢者生産活動センター設置条例を廃止する 条例

小松市高齢者生産活動センター設置条例（昭和56年小松市条例第23号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



## 議案第29号

### 小松市営住宅条例の一部を改正する条例について

小松市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市営住宅条例の一部を改正する条例

第1条 小松市営住宅条例（平成9年小松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表 2 市営住宅一覧表に次のように加える。

平成30年度	木曽町住宅	木造2階	松1, 101～105	1 F
			松1, 201～205	2 F
			松2, 101～103	1 F
			松2, 201～203	2 F
			松3, 101～106	1 F
			松3, 201～206	2 F
			松4, 101～105	1 F
			松4, 201～205	2 F
			松5, 101～106	1 F
			松5, 201～206	2 F

第2条 小松市営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表 2 市営住宅一覧表中

「

昭和36年度	木曽町住宅	簡耐平屋	3の157～3の166	
			4の145	

			4 の 148		
			4 の 152		
			4 の 149		
			4 の 154		
			4 の 156		
昭和36年度	木曾町住宅	木造平屋	6 の 98		
昭和37年度	木曾町住宅	簡耐平屋	3 の 167～3 の 181		
昭和37年度	木曾町住宅	簡耐2階	1 の 188～1 の 211		
昭和37年度	木曾町住宅	中耐3階	3 の 182		
			3 の 184		
			3 の 186		
昭和38年度	木曾町住宅	簡耐平屋	4 の 228		
			4 の 231		
			4 の 232		
			4 の 236		
			4 の 239		
			4 の 235		
昭和38年度	木曾町住宅	簡耐2階	1 の 212～1 の 227		
			2 の 246～2 の 250		
昭和38年度	木曾町住宅	中耐3階	2 の 240		
			2 の 242		
			2 の 244		
昭和38年度	安宅町第2住宅	木造平屋	32, 33, 35, 37～40		
			41, 42		
			45～50		
昭和39年度	木曾町住宅	簡耐2階	2 の 251～2 の 266		

」を

「

昭和38年度	安宅町第2住宅	木造平屋	32, 33, 35, 37～40	
			41, 42	
			45～50	

」に

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。

## 議案第30号

### 小松市建築基準条例の一部を改正する 条例について

小松市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市建築基準条例の一部を改正する条例

小松市建築基準条例(昭和58年小松市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第18条中「高さの欄及び号の欄に掲げる高さ及び号」を「高さの欄に掲げる高さ及び号の欄に掲げる号」に改め、同条の表第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の部中「又は第2種低層住居専用地域」を「第2種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同部都市計画において定められた法第52条第1項第1号から第5号までに規定する容積率が10分の5又は10分の6である区域の款中「都市計画において定められた法第52条第1項第1号から第5号まで」を「法第52条第1項」に改め、「容積率」の次に「(以下この表において「容積率」という。)」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第31号

### 小松市火災予防条例の一部を改正する 条例について

小松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市火災予防条例の一部を改正する条例

第1条 小松市火災予防条例（昭和37年小松市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2条 小松市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」を  
「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第42条の4）」に  
改める。

第5章の2の次に次の1章を加える。

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（平成31年7月1日）から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。

## 議案第32号

### 小松市スポーツ賞条例の一部を改正する 条例について

小松市スポーツ賞条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市スポーツ賞条例の一部を改正する条例

小松市スポーツ賞条例（昭和41年小松市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「小松市体育協会」を「公益社団法人小松市スポーツ協会」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第33号

### 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き及び第21条各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第34号

### 小松市国民健康保険条例及び小松市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について

小松市国民健康保険条例及び小松市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 小松市国民健康保険条例及び小松市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例

(小松市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 小松市国民健康保険条例（昭和34年小松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(被保険者としない者)

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

(小松市国民健康保険事業基金条例の一部改正)

第2条 小松市国民健康保険事業基金条例（昭和39年小松市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(処分)

第6条 市長は、保険給付及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等により国民健康保険財政の運営に支障が生じた場合に限り、基

金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の小松市国民健康保険事業基金条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

## 議案第35号

### 小松市布設工事監督者の配置基準及び 資格基準並びに水道技術管理者の資格 基準に関する条例の一部を改正する条 例について

小松市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び  
に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を  
改正する条例

小松市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年小松市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同項第6号中「よる」を「基づく」に改め、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第5号 小松市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

## 専決第5号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成31年2月15日

小 松 市 長 和 田 慎 司

小松市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

## 小松市特別工業地区建築条例の一部を 改正する条例

小松市特別工業地区建築条例（平成3年小松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表1 第1種特別工業地区内に建築してはならない建築物及び別表2 第2種特別工業地区内に建築してはならない建築物中「(り)欄」を「(ぬ)欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。